

令和3年度羽幌町環境審議会 記録

1 開催日

令和4年2月14日（月） 書面開催

2 委員の氏名

蝦名 修、重原 伸昭、水上 博、和田 浩、若林 孝宗、濱野 孝、藤井 智子

3 事務局職員の氏名

町民課 課長 宮崎 寧大

町民課環境衛生係 係長 田中 康裕

町民課環境衛生係 主任 津田 聖也

4 議題

（1）会長及び副会長の選任

原案のとおり承認された。

会長 蝦名 修

副会長 重原 伸昭

（2）羽幌町の公害等に関する現況報告

意見・質疑等なし。

（3）羽幌町の小形風力発電施設の現況報告

【質問】令和2年度審議会で小形風力発電施設について建設過剰を懸念する発言に対し、町が強制力を持たせるガイドラインの条例化を検討しているとの回答だったと思う。その後の経緯について、知り得ていないので審議会委員へ条例化制定の検討経過を報告することが望ましいと考える。

また、羽幌町として制定化が検討途中であるとした、何が問題で進まないのか公表できる範囲で周知すべきと考える。

また、制定を検討する方向が変更となった場合、なぜか併せて回答願いたい。

【回答】これまで汐見地区において多くの小形風力発電設備が設置されており、平成29年12月策定のガイドラインにおいて設置基準を定めたものの、強制力がなく規制が難しい状況となっていました。このことから、小形風力のほか、太陽光発電やバイオマス発電等再生可能エネルギー発電設備全般に対応する「羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条

例」が令和3年6月定例会で可決し、令和3年6月23日施行となっております。

【質問】条例制定により何が変わったか。

【回答】条例制定後は、FIT法（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）の新規認定事業者は確認できておりません。また、条例に基づく町への事業計画等の届出や設置は数件ありますが、どれも条例制定前にFIT法の認定を受けているものであり、設置場所に関して条例の効力がないものとなっております。しかし、騒音や低周波音等の基準に対する条例の効力はありますので、騒音等に関する苦情があった場合は事実関係を確認の上、町への届出の有無に関わらず条例に基づく指導や勧告、命令等の対応が可能になっております。なお、条例制定後において苦情等の事例は今のところありません。

(4) その他

意見・質疑等なし。